

令和4年度
旭川市立北星中学校
いじめ防止基本方針



平成26年4月
(令和4年5月改定)

【目 次】

はじめに	…	1
第1章 いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項	…	2
1 いじめ防止等の対策に関する基本理念		
2 いじめの理解		
(1) いじめの定義		
(2) いじめの内容		
(3) いじめの要因		
(4) いじめの解消		
(5) いじめの重大事態		
第2章 学校が実施するいじめ防止等の取組	…	5
1 本校のいじめの実情及び今年度の目標（指標）		
2 生徒が主体となった取組の推進		
3 学校いじめ対策組織の設置		
(資料①) 早期発見・事案対処マニュアル	…	8
4 いじめ防止の取組		
5 いじめの兆候の早期発見と積極的な認知		
(資料②) いじめ発見・見守りチェックリスト	…	11
(資料③) 主な相談窓口	…	12
6 いじめへの対処		
7 いじめの解消		
8 いじめの重大事態への対応		
9 いじめの防止等に関する機関，保護者等との連携		
10 インターネットを通じて行われる いじめへの対処，保護者との連携		
11 学校いじめ防止プログラム	…	17

はじめに

本校では、平成25年9月に施行された「いじめ防止対策推進法」（以下、「法」といいます。）の規定に基づき、「いじめの防止等のための基本的な方針」（以下、「国の基本方針」といいます。）等を参考に、平成26年4月に「旭川市立北星中学校いじめ防止基本方針」を定め、以来、同基本方針に基づきいじめの未然防止と早期発見・早期対応、解決に向けた取組の推進に努めてきたところです。

そうした中、本市においては初めてとなる重大事態が発生し、現在、旭川市いじめ防止等対策委員会において、法第28条に基づく調査が進められているところですが、過日、対策委員会から、中間報告として、いじめとして取り上げる事実、6項目の具体的な内容が公表されました。このことを大変重く、真摯に受け止めており、まずは、全教職員が、法に規定されているいじめの定義はもとより、国の基本方針や本年3月に改定された旭川市いじめ防止基本方針、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の内容を十分に理解する必要があると考えており、そのための校内研修を一層充実してまいります。

令和3年度の本校におけるいじめの状況につきましては、いじめアンケート調査や教育相談などにおいて、「嫌な思いをしたことがある」という訴えが各学年・各学級で数件ずつあり、その内容は、「冷やかしゃからかい」、「悪口」、「SNSでの誹謗中傷」、「嫌なことをされた」などです。

学校いじめ対策組織において、いずれも事実確認等を行い、解決を図ることができましたが、相手の気持ちを考えて行動することができれば、心を傷つけたり、嫌な思いをさせたりすることはなかったはずです。

そのような思いをする生徒が一人でもいなくなるよう、未然防止に向けて、生徒一人一人がいじめの問題と真剣に向き合う時間や、いじめ根絶に向けた願いをスローガンとしてまとめたり、いじめられている仲間やいじめの傍観者の気持ちを想像したりする時間を設定するなど、「いじめは絶対に許されない」という認識を高める教育活動を一層充実させることが必要です。

こうした本校の現状や課題を踏まえ、令和4年度の重点目標は、「夢と志をもって、自他を尊重しながら主体的・対話的に学ぶ生徒の育成」といたしました。夢と志をもって、可能性に挑戦する行動力を高めるとともに、お互いを理解し、尊重し合い、相手を思いやる心を持ち、その心を形として表していく豊かな心と態度の育成に努めてまいります。一昨年度より、「私も大切・あなたも大切」を北星中生のキーワードとして、生徒が主役となり、心豊かに過ごせる学級・学年・学校づくりを推進していますが、今年度も取組を継続し、キーワード「私も大切・あなたも大切」の更なる浸透を図ってまいります。

また、「自分と同じように、誰もがみんなよさをもっている」、「みんなと同じように、自分にもよさがある」など、自分自身のよさを自覚することで周りのよさに気付くことや、周りの人に認められることで、自分に対する自信が高まることがあります。こうした意識が高まるよう、全ての教育活動において、「人権意識」と「自己肯定感」を高める指導を推進します。

上記のような本校の現状、生徒や教職員等のいじめ根絶への願いを実現するために、また、改定された旭川市いじめ防止基本方針を踏まえ、この度、本校のいじめ防止基本方針を改定しました。

どの学校よりも、いじめ防止に徹底して取り組むとの気概を全教職員が持ち、一丸となって、本基本方針に基づき家庭や地域、教育委員会や関係機関などと連携し、いじめの未然防止と早期発見・早期対応、解決に向けた取組を一層推進し、生徒が安心して楽しく学び生活できる学校を目指します。

第1章 いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての生徒に関係する問題です。いじめの防止等の対策は、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行わなければなりません。

また、全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければなりません。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、市、教育委員会、家庭、地域住民その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行わなければなりません。

2 いじめの理解

(1) いじめの定義

法では、いじめを次のように定義しています。いじめに当たるか否かの判断は表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた生徒や周辺の状況を踏まえ、法の定義の下に判断し、対処します。

また、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」の要件を限定して解釈することがないように努めます。

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

(2) いじめの内容

具体的ないじめの態様としては、次のようなものがあります。

- 冷やかしゃからかい，悪口や脅し文句，嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ，集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり，遊ぶふりをして叩かれたり，蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり，叩かれたり，蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり，盗まれたり，壊されたり，捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと，危険なことをされたり，させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で，誹謗中傷や嫌なことをされる。 など

(3) いじめの要因

いじめの要因を考えるに当たっては，次の点に留意します。

- いじめの芽は，どの生徒にも生じ得る。
- いじめは，単に生徒だけの問題ではなく，大人の振る舞いを反映した問題でもあり，家庭環境や対人関係など，多様な背景から，様々な場面で起こり得る。
- いじめは，加害と被害という二者関係だけでなく，観衆の存在，傍観者の存在や，所属集団の閉鎖性等の問題により，潜在化したり深刻化したりする。
- 生徒一人一人を大切にした授業づくりや集団づくりが十分でなければ，学習や人間関係での問題が過度なストレスとなり，いじめが起こり得る。
- 生徒の発達段階に応じた，人権に関する正しい理解，自他を尊重する態度，自己有用感や自己肯定感の育成を図る取組が十分でなければ，互いの違いを認め合い，支え合うことができず，いじめが起こり得る。

(4) いじめの解消

いじめが解消している状態とは，少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。ただし，必要に応じ，いじめを受けた生徒といじめを行った生徒との関係修復状況など他の事情も勘案して判断するものとします。

ア いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは，少なくとも3か月を目安とする。

イ いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において，いじめを受けた生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。いじめを受けた生徒本人及びその保護者に対し，心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

(5) いじめの重大事態

重大事態とは、法第28条第1項により次のとおり規定されています。

- | |
|--|
| <p>ア いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命，心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき</p> <p>イ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき</p> |
|--|

第2章 学校が実施するいじめの防止等の取組

1 本校のいじめの実情及び今年度の目標（指標）

昨年度は、新型コロナウイルス感染症拡大による臨時休業や、「学校の新しい生活様式」に基づく教育活動の展開により生徒会活動等が制限され、生徒同士の関わりが例年よりも少なくなりました。また、生徒会による「いじめ撲滅集会」や「ピンクシャツ運動」といった生徒が主体となった人権意識を高める取組や、コロナ禍における生徒の心のケアを図る教育相談の充実などに取り組みましたが、いじめの認知件数は14件となりました。

いじめアンケートにおいて「嫌な思いをしたことがある」と回答した生徒の数は各学年各学級において数名ずつおり、一部の生徒に思いやりを欠ける言動や行動が見られる場面もあったと認識しています。令和2年度より学校経営の重点の一つに位置付けている「お互いを理解し、尊重し合い、相手を思いやる心を持ち、その心を形として表していく活動」である「私も大切・あなたも大切」をより一層推進していかねばならないと考えています。

また、学校評価の生徒アンケートの「いじめを許さない学校・学級づくりに協力することができましたか」の結果は、「できた」107名、「概ねできた」93名、「あまりできなかった」8名、「できなかった」3名でした。

このように、ほとんどの生徒（約94.8%）が、いじめのない学校づくりを意識して行動できていることは、「いじめ撲滅集会」などの生徒会活動や、教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の一定の成果であると考えています。

しかしながら、全ての教職員が「いじめはどの生徒にも起こりうる、誰もが加害者にも被害者にもなりうる」という認識を持ち、教育活動や教育相談等を推進することはもとより、生徒会が主体となった「いじめの未然防止」や「いじめの撲滅」に向けた取組の更なる充実を図ることが必要です。

令和4年度は、教育活動全体を通じた取組の見直しを図り展開することにより、「いじめを許さない学校・学級づくりに協力することができた」と回答する生徒を100%とすること、また、認知したいじめについては、解消率を100%とすることを指標として取り組むこととしています。

2 生徒が主体となった取組の推進

学校は、いじめの芽はどの生徒にも生じ得ることを踏まえ、全ての生徒を対象に、学校全体でいじめに向かわせないための未然防止の取組として、生徒同士が主体的にいじめの問題について考え、議論することなどのいじめの防止に資する活動に取り組みます。

- 生徒自らが、いじめの問題について、主体的に考え、いじめの防止を訴える取組を生徒会を中心に進めます。
- 生徒会を中心とした取組を行う際に、全ての生徒が、いじめの防止の取組の意義を理解し、主体的に参加できるよう活動の工夫を図ります。
- 生徒が傍観者とならず、教師や保護者などへの報告をはじめとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努めます。

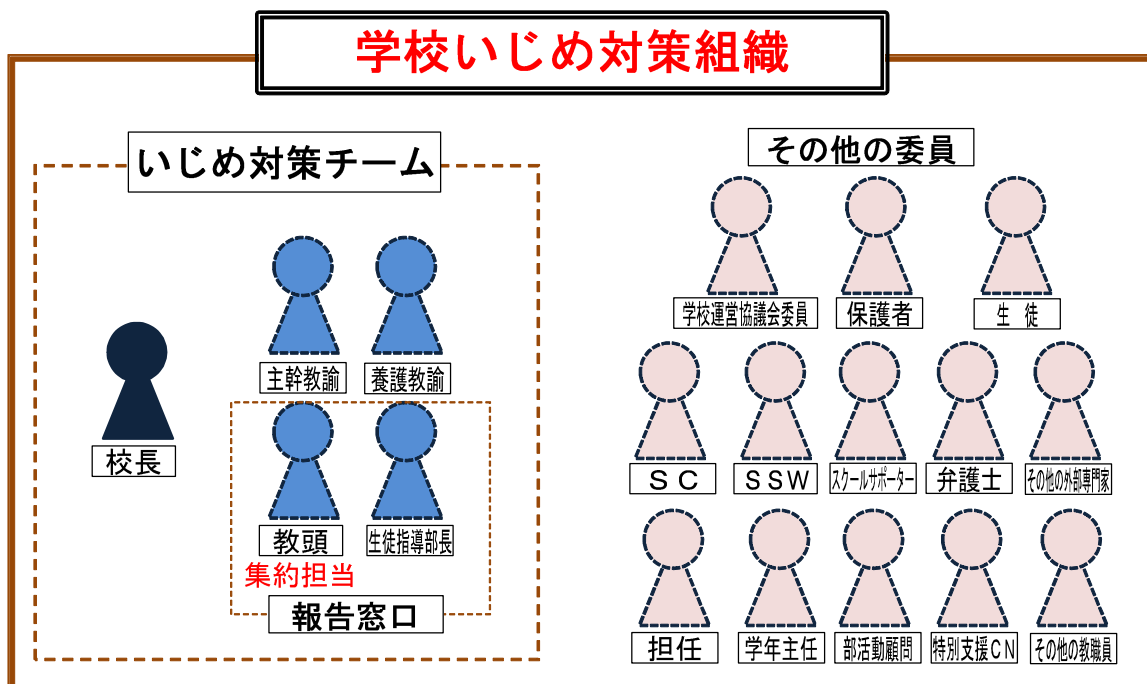
3 学校いじめ対策組織の設置

「いじめ防止対策推進法」第22条では、「学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。」と定めています。また、「国の基本方針」では、「法第22条は、学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、組織的な対応を行うため中核となる常設の組織を置くことを明示的に規定したもの」、「組織的対応の中核として機能するような体制を、学校の実情に応じて決定する」、「必要に応じて、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者など外部専門家等が参加しながら対応すること」が示されています。

本校では、いじめの防止や早期発見、対処について、より実効的ないじめの問題の解決に努めることができるよう、法に基づき、「学校いじめ対策組織」を設置しており、校長・教頭の管理職をリーダーとした「いじめ対策チーム」が中心となり、対象となるいじめ事案ごとに対応策を検討するよう組織体制を整備しております。

いじめの防止については、「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画（学校いじめ防止プログラム）の作成や実施の際に、生徒や保護者の代表、地域住民の代表として学校運営協議会委員などを加えて組織を構成し、いじめへの対処等は、必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールサポーター（警察官経験者）などの外部専門家等を加え、組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組みます。

(1) 学校いじめ対策組織の構成



(2) 学校いじめ対策組織の役割

①未然防止

ア) いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくりを行う役割

②早期発見・事案対処

ア) いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割

イ) いじめの早期発見・事案対処のための、いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割

ウ) いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や生徒間の人間関係に関する悩みを含む）があった時には緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有、及び関係生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割

エ) いじめが解消に至るまで、いじめを受けた生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する役割

③学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組

ア) 本基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成、実行、検証、修正を行う役割

イ) いじめの防止等に係る校内研修の企画や、計画的な実施を行う役割

ウ) 本基本方針が本校の実情に即して適切に機能しているかについて、PDCAサイクルにより、計画的に点検・見直しを行う役割

エ) 「いじめ対策チーム」による会議を含め、学校いじめ対策組織会議の内容を記録し、整備・保管する役割

早期発見・事案対処マニュアル

【いじめの把握・報告】

<いじめの把握>

- いじめを受けた生徒や保護者
- 学級担任
- 生徒アンケート調査や教育相談
- 学校以外の関係機関や地域住民
- 周囲の生徒や保護者
- 養護教諭等学級担任以外の教職員
- スクールカウンセラー（SC）
- その他

<いじめの報告>

- 把握者 → 報告窓口 → 集約担当 → 教頭・校長

学校いじめ対策組織会議の開催

【事実確認及び指導方針等の決定（いじめ対策組織）】

- 事実関係の把握
- 「いじめ対処プラン」の作成（指導方針、指導方法、役割分担等の決定）
- 全教職員による共通理解
- いじめ認知の判断
- SCや関係機関との連携の検討

【教育委員会への報告】

【学校いじめ対策組織による対処】

- いじめを受けた生徒及び保護者への支援
- いじめを行った生徒及び保護者への指導・助言
- 周囲の生徒への指導
- SCなどによる心のケア
- 関係機関（教育委員会、警察、旭川市子ども総合相談センター）との連携

	いじめを受けた生徒	いじめを行った生徒	周囲の生徒
学 校	<input type="checkbox"/> 組織体制を整え、いじめを止めさせ、安全確保及び再発を防止し、徹底して守り通す。 <input type="checkbox"/> いじめの解消の要件に基づき、対策組織で継続して注視するとともに、自尊感情を高める等、心のケアと支援に努める。	<input type="checkbox"/> いじめは、他者の人権を侵す行為であり、絶対に許されない行為であることを自覚させる等、謝罪の気持ちを醸成させる。 <input type="checkbox"/> 不満やストレスを克服する力を身に付けさせる等、いじめに向かうことのないよう支援する。	<input type="checkbox"/> いじめを傍観したり、はやし立てたりする行為は許されないことや、発見したら周囲の大人に知らせることの大切さに気付かせる。 <input type="checkbox"/> 自分の問題として捉え、いじめをなくすため、よりよい学級や集団をつくることの大切さを自覚させる。
家 庭	<input type="checkbox"/> 家庭訪問等により、その日のうちに迅速に事実関係を説明する。 <input type="checkbox"/> 今後の指導の方針及び具体的な手立て、対処の取組について説明する。	<input type="checkbox"/> 迅速に事実関係を説明し、家庭における指導を要請する。 <input type="checkbox"/> 保護者と連携して以後の対応を適切に行えるよう協力を求めるとともに継続的な助言を行う。	<input type="checkbox"/> いじめを受けた生徒及び保護者の意向を確認し、教育的配慮のもと、個人情報に留意しながら、必要に応じて今後の対応等について協力を求める。

- いじめ対策組織におけるいじめの解消の判断

【再発防止に向けた取組】

- | | | |
|--|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 原因の詳細な分析 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 事実の整理、指導方針の再確認 <input type="checkbox"/> スクールカウンセラーなど外部の専門家等の活用 <input type="checkbox"/> 学校体制の改善・充実 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 生徒指導体制の点検・改善 <input type="checkbox"/> 教育相談体制の強化 <input type="checkbox"/> 生徒理解研修や事例研究等、実践的な校内研修の実施 | <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 教育内容及び指導方法の改善・充実 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 生徒の居場所づくり、絆づくりなど、学年・学級経営の一層の充実 <input type="checkbox"/> 道徳教育の充実等、生徒の豊かな心を育てる指導の工夫 <input type="checkbox"/> 分かる授業の展開や認め励まし伸ばす指導、自己有用感を高める指導など、授業改善の取組 | <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 家庭、地域との連携強化 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 教育方針やいじめ防止の取組等の情報提供や教育活動の積極的な公開 <input type="checkbox"/> 学校評価を通じた学校運営協議会等によるいじめの問題の取組状況や達成状況の評価 <input type="checkbox"/> 生徒のPTA活動や地域行事への積極的な参加による豊かな心の醸成 |
|--|--|---|

4 いじめ防止の取組

(1) いじめについての共通理解

- ①いじめの態様や特質，原因・背景，具体的な指導上の留意点について，職員会議や校内研修において周知し，教職員全員の共通理解を図ります。
- ②いじめの未然防止に向けた授業を行うとともに，生徒用「学校いじめ防止基本方針」を作成し，学校のいじめ対策について，生徒が容易に理解できるような取組を進めます。

(2) いじめに向かわない態度・能力の育成

- ①教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実や，読書活動・体験活動などの推進により，生徒の社会性をはぐくむ取組を進めます。
- ②幅広い社会体験，生活体験の機会を設け，他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を養うとともに，自分の存在と他者の存在を等しく認め，互いの人格を尊重する態度を育てます。

(3) いじめが生まれる背景と指導上の注意

- ①いじめの加害の背景には，人間関係のストレスをはじめ，学習の状況等が関わっていることを踏まえ，授業についていけない焦りや劣等感がストレスにならないよう，一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりに努めます。
- ②教職員の不適切な認識や言動が，生徒を傷付けたり，他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう，指導の在り方には細心の注意を払います。

(4) 自己有用感や自己肯定感をはぐくむ指導の充実

- ①教育活動全体を通じ，生徒が活躍でき，他者の役に立っていると実感することができる機会を全ての生徒に提供し，生徒の自己有用感を高めるよう努めます。
- ②自己肯定感が高まるよう，困難な状況を乗り越えるような体験の機会を設けるなどの工夫に努めます。
- ③自己有用感や自己肯定感，社会性などは，発達段階に応じて身に付いていくものであることを踏まえ，小・中学校間で連携した取組を進めます。

5 いじめの兆候の早期発見と積極的な認知

学校は，いじめが大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり，遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど，大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し，たとえ，ささいな兆候であっても，早い段階から複数の教職員で的確に関わり，いじめを軽視することなく，積極的に認知します。

学校は，いじめの早期発見のため，次の取組を進めます。

- (1) 日常の観察やふれあい活動，定期的なアンケート調査，「いじめ発見・見守りチ

チェックリスト」の活用，教育相談の実施などにより，いじめの早期発見に努めるとともに，生徒が日頃から相談しやすい雰囲気をつくれます。

- (2) 生徒及び保護者に保健室（養護教諭）や相談室（スクールカウンセラー等）の利用や関係機関等の電話相談窓口について周知し，いじめについて相談しやすい体制を整備します。

【資料②】

いじめ発見・見守りチェックリスト

年 組 記入者 _____ 【記入日 月 日】

次の項目に該当する生徒がいる場合は、横に名前を記載してください。

日常の行動や様子等	生徒氏名
<input type="checkbox"/> 遅刻・欠席・早退が増えた。……………	〔 〕
<input type="checkbox"/> 保健室などで過ごす時間が増えた。又は、すぐに保健室に 行きたがる。……………	〔 〕
<input type="checkbox"/> 用もないのに職員室や保健室の付近でよく見かける。又は 訪問する。……………	〔 〕
<input type="checkbox"/> 教職員のそばにいたがる。……………	〔 〕
<input type="checkbox"/> 登校時に、体の不調を訴える。……………	〔 〕
<input type="checkbox"/> 休み時間に一人で過ごすことが多い。……………	〔 〕
<input type="checkbox"/> 交友関係が変わった。……………	〔 〕
<input type="checkbox"/> 他の子の持ち物を持たされたり、使い走りをさせられたり する。……………	〔 〕
<input type="checkbox"/> 表情が暗く（さえず）、元気がない。……………	〔 〕
<input type="checkbox"/> 視線をそらし、合わそうとしない。……………	〔 〕
<input type="checkbox"/> 衣服の汚れや傷み等が見られる。……………	〔 〕
<input type="checkbox"/> 持ち物や掲示物等にいたずらされたり、落書きされたり、 隠されたりする。……………	〔 〕
<input type="checkbox"/> 体に擦り傷やあざができていくことがある。……………	〔 〕
<input type="checkbox"/> けがをしている理由を曖昧にする。……………	〔 〕

授業や給食の様子	生徒氏名
<input type="checkbox"/> 教室にいつも遅れて入ってくる。……………	〔 〕
<input type="checkbox"/> 学習意欲が減退したり、忘れ物が増えたりしている。……	〔 〕
<input type="checkbox"/> 発言したり、褒められたりすると冷やかしからいがある。	〔 〕
<input type="checkbox"/> グループ編成の際に、所属グループが決まらず孤立する。	〔 〕
<input type="checkbox"/> グループを編成すると机を離されたり避けられたりする。	〔 〕
<input type="checkbox"/> 食事の量が減ったり、食べなかったりする。……………	〔 〕

清掃や放課後の様子	生徒氏名
<input type="checkbox"/> 清掃時間に一人だけ離れて掃除している。……………	〔 〕
<input type="checkbox"/> ゴミ捨てなど、人の嫌がる仕事をいつもしている。……	〔 〕
<input type="checkbox"/> 一人で下校することが多い。……………	〔 〕
<input type="checkbox"/> 一人で部活動の準備や後片付けをしている。……………	〔 〕
<input type="checkbox"/> 部活動を休み始め、急に部活動を辞めたいなどと言い出す。	〔 〕
<input type="checkbox"/> 部活動の話題を避ける。……………	〔 〕

【資料③】

主な相談窓口

◆旭川市子ども総合相談センター

<電話番号>

代表 0166-26-5500

子どもホットライン 0120-528506 (こんにちはコール)

<受付時間>

月・木 8:45~20:00 火・水・木 8:45~17:15

◆子ども相談支援センター（北海道教育委員会）

<電話番号>

0120-3882-56

0120-0-78310 (24時間子供SOSダイヤル)

<受付時間>

毎日24時間

<メール相談>

doken-sodan@hokkaido-c.ed.jp

◆子どもの人権110番（旭川地方法務局）

<電話番号>

0120-007-110 (ゼロゼロなな の ひゃくとおばん)

<受付時間>

平日 8:30~17:15

◆少年サポートセンター「少年相談110番」（北海道警察）

<電話番号>

0120-677-110

<受付時間>

平日 8:45~17:30

◆旭川法務少年支援センター（旭川少年鑑別所）

<電話番号>

0166-31-5511

<受付時間>

平日 9:00~16:00

◆スクールカウンセラーへの相談も受け付けております。

事前に都合の良い日時をお知らせください。

旭川市立北星中学校

TEL 51-5491

6 いじめへの対処

学校は、いじめを発見又は通報を受けた場合、特定の教員で抱え込まず、直ちに学校いじめ対策組織において情報を共有し、組織的に対応します。

(1) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ①遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その行為を止めさせます。
- ②いじめを受けた生徒やいじめを知らせた生徒の安全を確保します。対策組織の計画に基づき、日常の観察や「いじめ発見・見守りチェックリスト」の活用など、いじめの再発や新たないじめが起きないように見守ります。

(2) いじめを受けた生徒及びその保護者への支援

- ①いじめを受けた生徒から、事実関係の確認を迅速に行い、当該保護者に伝えます。
- ②いじめを受けた生徒の見守りを行うなど、いじめを受けた生徒の安全を確保します。
- ③必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールサポーター（警察経験者）など外部専門家の協力を得て対応します。

(3) いじめを行った生徒への指導及びその保護者への助言

- ①いじめを行ったとされる生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、いじめを止めさせ、その再発を防止します。
- ②いじめを行った生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、健全な人格の発達に向けた指導を行います。
- ③事実関係の確認後、当該保護者に連絡し、以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、継続的な助言を行います。

(4) いじめが起きた集団への働きかけ

- ①いじめを傍観していた生徒に、自分の問題として捉えさせ、いじめを止めさせることはできない場合でも、誰かに知らせる勇気をもつよう伝えます。
- ②学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという意識を深めます。

(5) 性にかかわる事案への対応

- ①他の事案と同様に、学校いじめ対策組織において、組織的にいじめであるか否かの判断を行うとともに、生徒のプライバシーに配慮した対応を進めます。
- ②事案の対応に当たっては、管理職や関係教職員、養護教諭等によるチームを編成し、生徒に対して同性の教職員や話しやすい教職員が対応するなど、適切な役割分担を行います。
- ③事案に応じて、スクールカウンセラーを含めたチームで対応するとともに、医療機関や警察等の関係機関との連携を図ります。
- ④チーム内のみで詳細な情報を共有し、情報管理の徹底に努めます。

(6) 関係生徒が複数の学校に在籍する事案への対応

- ①学校間で対応の方針や具体的な指導方法等に差異が生じないように、教育委員会を窓口とし、各学校との緊密な連携の下、対応します。

7 いじめの解消

(1) いじめが「解消している」状態

単に謝罪をもって安易に解消とせず、次の2つの要件が満たされている場合、解消と判断します。

①いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等から更に長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、教育委員会又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為がやんでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

②いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめを受けた生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。いじめを受けた生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

(2) 観察の継続

- ①いじめが「解消している」状態とは、あくまでも一つの段階に過ぎないため、いじめが再発する可能性があり得ることを踏まえ、「いじめ発見・見守りチェックリスト」を活用するなど、生徒や学級等の観察を注意深く続けます。
- ②いじめが解消していない段階では、いじめを受けた生徒を徹底的に守り通し、安全・安心を確保します。

8 いじめの重大事態への対応

(1) 重大事態とは

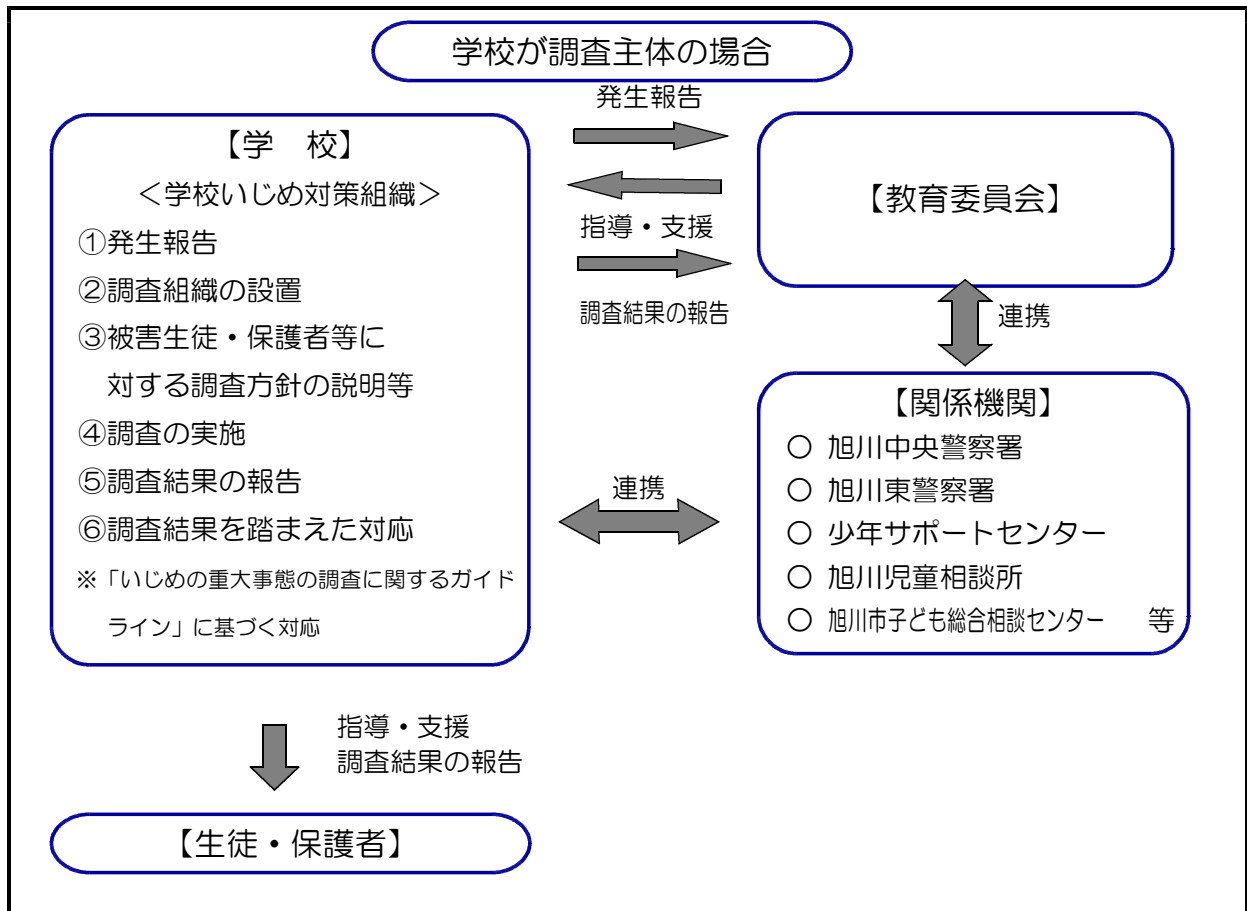
- ①いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ②いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(2) 学校における重大事態の対処

- ①重大事態が生じた疑い又は重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告し、「重大事態対応フロー図」*³に基づいて対応します。
- ②学校が事実関係を明確にする調査を実施する場合は、「学校いじめ対策組織」において実施し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応します。

- ③重大事態に至る要因となったいじめについて、事実関係を可能な限り明確にします。
- ④調査の進捗状況等及び調査結果は、いじめを受けた生徒及びその保護者に対して適時、適切な方法で情報を提供します。

(3) 重大事態対応フロー図 (*3)



9 いじめの防止等に関する機関、保護者等との連携

- (1) 学校いじめ防止基本方針を学校ホームページに掲載するとともに、参観日等の保護者懇談会等における説明により、家庭や地域に対して、いじめの問題の重要性について認識を広めます。また、学校だよりや学校ホームページ等を通じて、いじめの防止等に関わる生徒の自主的な活動や学校の取組等を積極的に発信し、家庭や地域と共通理解を図り、緊密に連携します。
- (2) いじめへの対処に当たっては、必要に応じて、学校いじめ対策組織に、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールサポーター（警察経験者）等の外部専門家を加えて対応します。
- (3) 民間の相談機関との連携については、管理職が窓口となり、個人情報保護に配慮しながら、いじめの早期発見のための貴重な情報と受け止めて適切に対応するとともに、対応状況や対応結果等について教育委員会に報告します。



10 インターネットを通じて行われるいじめへの対処、保護者との連携

- (1) 情報モラル教育を進めるとともに、保護者に対して啓発を行います。
- (2) 学校ネットパトロールを実施し、早期発見に努めます。

(3) 不適切な書き込みを発見した場合は、保護者との協力、連携の下に速やかに削除を求めるなどの措置を講じるとともに、必要に応じて、関係機関に適切な援助を求めます。

北星中学校いじめ防止プログラム (No. 1)			
	4 月	5 月	6 月 (強調月間)
教職員	○学校いじめ対策組織会議 ・学校いじめ防止基本方針の策定 ・生徒、保護者への説明内容検討 ・組織の役割、事案への対処マニュアル等の確認・共通理解	○学校いじめ対策組織会議 ・生徒、保護者への説明内容検討 ・学校ホームページ等での公開 ※いじめに関わる相談や報告があった場合は、いじめ対策チームを中心に随時開催し、認知の判断や対処プランを検討し、実施する。	○学校いじめ対策組織会議 ・アンケート、教育相談の結果を情報共有、対処の検討
	○校内研修 ・基本方針の内容の共通理解	○市主催「いじめ防止対策研修会」への参加	○教育相談 (アンケートを受けて)
	○学校ネットパトロール、ふれあい活動 ※通年で実施する	○校内研修 ・基本方針の内容の共通理解 ・いじめ防止対策研修会の還流報告	↑
	○教育相談 (全学年)	○二者面談 (1・2年生)	
生徒	○基本方針 (生徒版) 策定 ・各学級での検討、周知	○「生命 (いのち)」の安全教育の授業	○いじめアンケート調査①
	○相談窓口の理解 ・スクールカウンセラー、子どもホットライン、子ども相談支援センターなど	○いじめ防止基本方針生徒版の説明	○生徒が主体となった未然防止の取組
			○中連生活部 6 月研への参加
家庭・地域	○保護者懇談会 ・インターネット上のいじめ防止等に関わる協力要請	○二者面談 (1・2年生)	
		○いじめ防止基本方針のHP公開	
		○学校運営協議会	
	7 月	8 月	9 月
教職員	○二者面談 (3年)	○市主催「生徒指導研究協議会」への参加	○校内研修 ・生徒指導研究協議会参加者からの還流報告
	○校下小学校との連携 ・授業参観など		
生徒	○生活・学習 Act サミットへの参加	○生活・学習 Act サミットを受けた取組の実施	
	○相談窓口の理解 ・スクールカウンセラー、子どもホットライン、子ども相談支援センターなど		
	○二者面談 (3年)		
家庭・地域	○保護者懇談会 ・いじめ防止基本方針の補足説明 ・1 学期のいじめ防止等の取組状況 ・夏季休業中の生活	○市主催「生徒指導研究協議会」への参加	

北星中学校いじめ防止プログラム (No. 2)

		10月 (強調月間)	11月	12月
教職員	○教育相談 (全学年)		○学校いじめ対策組織会議 ・アンケート, 教育相談の結果を情報共有, 対処の検討	○学校評価 ・いじめ防止等に関わる取り組みについての点検
			○三者懇談 (全学年)	○校下小学校との連携 ・授業参観など
			○教育相談 (アンケートを受けて) 	
生徒	○生徒が主体となった未然防止の取組		○いじめアンケート調査②	○中連生活部 12月研への参加
	○教育相談 (全学年)		○外部講師 (警察) による, スマホ安全教室	○相談窓口の理解 ・スクールカウンセラー, 子どもホットライン, 子ども相談支援センターなど
			○三者懇談 (全学年)	○学校評価 ・いじめ防止等に関わる取り組みについての点検
家庭・地域			○外部講師 (警察) による, スマホ安全教室への参加	○保護者懇談会 ・2学期のいじめ防止等の取組状況 ・冬季休業中の生活
			○三者懇談 (全学年)	○学校評価 ・いじめ防止等に関わる取り組みについての点検
		1月	2月	3月
教職員	○教育相談 (アンケートを受けて) 		○学校いじめ対策組織会議 ・アンケート, 教育相談の結果を情報共有, 対処の検討	○学校いじめ対策組織会議 ・1年間のいじめ防止の取組や対処等の状況, 指標等の検証 ・新年度に向けた指導や配慮が必要な状況等の確認
			○市主催「いじめ防止対策研修会」への参加	○校内研修 ・いじめ防止対策研修会参加者からの還流報告
				○校下小学校との連携 ・進学に伴う情報交換など
生徒	○いじめアンケート調査③		○外部講師による, 「薬物乱用防止教室」	○相談窓口の理解 ・スクールカウンセラー, 子どもホットライン, 子ども相談支援センターなど
家庭・地域			○外部講師による, 「薬物乱用防止教室」	
			○学校運営協議会, 保護者懇談会による協議 ・学校の取組等の評価	